

# 小川町から転出される皆様へ

新住所地に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村役所に転入届の手続きをしてください。

転入届に必要なもの(詳しくは新住所地の市区町村にご確認ください。)

①転出証明書(個人番号カード・住基カード)②届出人の印鑑③通知カード(個人番号カードをお持ちでない方)④本人確認書類(運転免許証、在留カード、保険証、年金手帳等)

▼関連する主な手続き▼該当する場合は次の手続きも必要となります▼

《 役場庁舎1階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
町民課	1階 ③番	印鑑登録	印鑑登録をしていた方	印鑑登録証の返却	印鑑登録証
		個人番号カード・住基カード 電子証明書	個人番号カード・住基カードをお持ちの方	転出しても継続利用ができます。転入先へカードを持参し継続利用の手続きが必要。手続きの際パスワード必須。電子証明書は失効します。	
		本人通知登録制度	本人通知登録をしていた方	転出と同時に廃止されます。除票等を登録する場合は再度申請が必要。	免許証等の本人確認書類(委任状必要な場合あり)
		国民健康保険 後期高齢者医療保険	国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者で、転出する方及び同一世帯の方	資格喪失届 資格喪失の届出及び保険証等の返却	国民健康保険証または後期高齢者医療保険証・高齢受給者証・限度額認定証・特定疾病受領証
健康福祉課	1階 ②番	障害者手帳 自立支援医療	障害者手帳・自立支援医療に該当の方	健康福祉課福祉グループへご確認ください。	【必要に応じて】障害者手帳(身体・療育・精神)・自立支援医療受給者証・印鑑・重度心身障害者医療費受給者証・通帳(本人名義)・障害福祉サービス受給者証・生活サポート券未使用分・福祉タクシー券未使用分
健康福祉課 (長生き支援課)	1階 ②番	介護保険資格喪失届	介護保険被保険者証をお持ちの方(介護福祉施設等に転出する場合を除く)	資格喪失の届出及び介護保険被保険者証等の返却	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証(お持ちの方)
介護保険		介護保険被保険者証をお持ちの方で介護福祉施設等に転出する方	資格異動の届出及び介護保険被保険者証等の住所書換え ※住所書換え後、郵送	介護保険負担限度額認定証(お持ちの方)	

◆国外へ転出される方が帰国後、転入届出をする際に必要なもの◆

◇パスポート(入国時に自動化ゲートを利用され、パスポートに入国日のわかるスタンプがない場合は、航空会社の半券などの入国日がわかるもの)◇戸籍謄本及び戸籍の附票(小川町が本籍地でない方のみ)◇認印◇通知カードまたは個人番号カード◇外国人の方は在留カードまたは特別永住者証及びパスポート

## 《 役場庁舎1階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
税務課	1階 ⑤番	軽自動車	軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車（農耕用等）・二輪（バイク）をお持ちの方	名義（住所）変更・廃車等の手続き	税務課住民税担当へご確認ください。
上下水道課	1階 ④番	農業集落排水	農業集落排水使用世帯の方	人数変更、使用中止等の手続き	印鑑
		水道	水道を止める必要がある方	水道使用中止届の提出	

## 《 役場庁舎2階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
都市政策課	2階 ⑤番	デマンドタクシー	デマンドタクシーの利用者登録をしていた方	登録者証（黄色いカード）の返却	小川町デマンドタクシー登録者証（黄色）
環境農林課	2階 ⑦番	犬の鑑札	犬を飼っている方	小川町での手続きはありません。鑑札をもって新しい市区町村で手続きを行ってください。	
総務課	2階 ①番	在外選挙	海外に転出する方で、海外で日本の国政選挙の投票を希望する方 ※登録資格については、選挙管理委員会にお問い合わせください。	転出届提出後、選挙管理委員会の窓口で申請。※出国後に在外公館等に申請する方法もあります。	申請者の免許証等の本人確認書類

## 《 役場庁舎3階 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
学校教育課	3階 ③番	就学	小・中学校に在籍する児童生徒及び保護者が転出する場合	転入先教育委員会で転入学の手続きをしてください。	小川町での在籍校で、在籍証明書、教科用図書給与証明書を取得してください。
		就学援助		転入先でも就学援助を希望される場合は、転入先の教育委員会で手続きをしてください。	転入先教育委員会にお問合せください。
		就学	引き続き小川町の小・中学校に就学を希望する方	区域外就学願 ※基準がありません。	印鑑、その他必要書類 学校教育課にご相談ください。

埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地 小川町役場 0493-72-1221（代表）

子育て支援(ココット)・長生き支援課(パトリアおがわ)での手続きは裏面をご覧ください。 H30.11版

《 庁舎外 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
子育て支援課	子育て総合支援センター ココット 小川町 大字角山 133番地	保育園	保育園に在園している方	支給認定の変更申請書 保育園退園手続き	印鑑
		こども医療費	こども医療費の対象者（満15歳に達する年の年度末まで）	消滅届 小川町こども医療費受給資格証の返還※受給者が転出し、受給を継続する場合には別居監護申立書の提出が必要	印鑑、小川町こども医療費受給資格証
		児童手当	小川町で児童手当を受給している方（満15歳に達する年の年度末まで）	消滅届 ※児童のみ転出の場合は別居監護申立書の提出が必要	印鑑
		ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等医療費を受給している方（満18歳に達する年の年度末までのお子さんを養育している母子家庭・父子家庭の方）	消滅届 ひとり親家庭等医療費受給資格証の返還	印鑑、小川町ひとり親家庭等医療費受給資格証
		児童扶養手当	児童扶養手当を受給している方（県外、県内市区町村へ転出）	転出届 ※児童のみ転出の方は別居監護申立書の提出が必要	印鑑
		特別児童扶養手当	特別児童扶養手当を受給している方（県外へ転出）	転出届 ※児童のみ転出の方は別居監護申立書の提出が必要	

小川町子育て総合センターココット/子育て支援課 0493-81-6181

《 庁舎外 》

課名	手続き場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
長生き支援課	パトリアおがわ	介護保険	介護保険被保険者証をお持ちの方で介護福祉施設等に転出する方	介護保険住所地特例適用届	後日、書類を郵送します。

パトリアおがわ/長生き支援課 0493-74-2323

《 庁舎外 》

課名	手続き 場所	項目	手続き対象者	手続き内容 注意事項	手続きに必要な持ち物
生涯 学習課	図書館	利用手続き	転出後も引続き小川町立図書館を利用する方	新しい住所・連絡 先の登録	新しい住所が確認できるもの 本人確認書類（免許証など）

埼玉県比企郡小川町大字大塚99番地1/小川町立図書館 0493-72-5965

その他手続き メモ欄